

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

バリアフリー基本構想の作成が作成されたのは279市町村となっている。さらに今後作成を予定している市町村は82市町村と、バリアフリーは進んできているものの、今後より一層の作成促進が必要と考えられる。そのため、バリアフリー化の波及効果に係る検証や効果的なバリアフリー基本構想の作成促進方策の検討等に基づき、「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の改定案を作成するとともに、その活用方策を検討する。

検討にあたっては、地域特性(雪国、観光地、中心市街地等)を勘案し、きめ細やかに対応事例を示すことや、市民側が発意して市町村に対して基本構想を提案することができる提案制度における問題点(行政側の受付窓口の明確化等)などを踏まえ、実効性のある形でガイドブックを見直していく必要がある。

今回の検討においては、その第一歩として、モデル都市における取組や事業者等へのヒアリング調査結果を踏まえ、現行のガイドブックの整理内容(次図参照)のうち主に「第3章基本構想の内容」の「8.ソフト施策」「9.地域特性に応じた施策」の解説を強化する視点で、具体的・実践的な取組例として紹介する。

なお、ガイドブックの見直しにあたっては、策定済みの市町村基本構想について、数値データの分析とは別に、個々の基本構想で記載されている内容について評価を行い、課題を整理するとともに、幅広い障害の当事者を含む検討委員会を設けるなど、多様な意見を取り入れて見直しを行うものとする。

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

表 - 12 バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック目次構成

バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック	
目 次	
第1章 ガイドブックの概要.....	5
1. バリアフリー新法と基本構想制度が目指すこと.....	6
2. ガイドブックの目的と位置づけ.....	10
3. 基本構想作成の効果.....	12
4. ガイドブックの構成.....	15
第2章 基本構想の作成体制.....	17
1. 基本構想の作成体制と流れ.....	18
2. 庁内体制の構築.....	20
3. 協議会の設置・運営.....	22
4. 住民参加と意見の反映.....	25
5. 民間事業者との調整.....	29
6. 基本構想の作成等の提案制度について.....	31
第3章 基本構想の内容.....	33
1. 全般的な留意点.....	34
2. 基本構想に明示すべき事項.....	37
3. 重点整備地区の設定.....	42
4. 生活関連施設・生活関連経路の設定.....	46
5. 特定事業.....	50
6. 移動等円滑化のためのその他の事業.....	53
7. 市街地開発事業に関する移動等円滑化、駐車施設の整備に関する事項.....	54
8. ソフト施策.....	55
9. 地域特性に応じた施策.....	59
10. 基本構想の進行管理.....	63
第4章 特定事業計画の作成に向けて.....	71
1. 特定事業計画の作成に向けて.....	72
参考資料.....	73
1. 障害種別の特徴.....	74
2. バリアフリー化のための主な支援策.....	80

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

5.1 実践例のとりまとめ

5.1.1 「8-1 心のバリアフリーの推進（例）」の実践例

心のバリアフリーの推進（例）として、大阪府高槻市で行われている小学校における「バリアフリー総合学習」を実践例として紹介する。

高槻市の視覚障害者への聞き取り調査においても、バリアフリー総合学習の効果が実際に発現している状況が把握できた。子ども達への総合学習は、親世代にも効果が波及していくものと考えられる。また、こうした取組を継続的に実施していくことによって、広く市民全般、各世代においてバリアフリーへの理解が深まっていくと考えられる。

表 - 13 高槻市視覚障害者聞き取り調査結果概要

(2) 以前に比べて理解やサポートが充実したと感じた体験

- ・ 道を歩いていても親切にしてもらえるのは以前とは格段に違っている。
- ・ 郵便局の ATM はプッシュボタンなので、操作できるが、タッチパネル式では難しい。
- ・ 駅員のサポートで、お願いしたら阪急の方が阪神までとか地下鉄まで送ってくれた。
- ・ 最近 5 年くらいは子ども（小学生）が声をかけてくれて、手引きしてくれる。小学校の 4 年生の総合学習の授業でならった影響か。手引きの方法をどうしましょうか、どこまで行きましょうかなどとちゃんと聞いてくれる。
- ・ 一人歩きしている時に、方向どっちかなとたずねると声をかけてくれて、近くまで連れていってくれる。本当に以前とは変わった。
- ・ 子どもの障害者への理解はとても進んでいると感じる。

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

<バリアフリー総合学習の内容>

【出前講座】

子どもたちにバリアフリーとは何かを知ってもらうために、バリアフリーに関する基本的な内容や市の取組などについて、市役所の職員が先生になって、説明を行う。

【体験学習】

学校の体育館の中に車イスやアイマスク体験コースを設営し、身体障害者や視覚障害者の立場になって、車イスの取扱いや介助方法の体験を行う。体験学習は障害者等の当事者も参加し実施している。また、バリアフリー対応の市バス乗車体験も合わせて行っている。

【現地点検】

自分たちが住んでいる街の中や道路に、どのようなバリアがあるかを点検し、障害者や高齢者にとって何が問題なのかについて、障害者や高齢者も参加し、皆で考えるという取組を実施している。

体験学習や現地点検においては、高槻市障害児者団体連絡協議会をはじめ、国土交通省近畿運輸局並びに大阪運輸支局、平安女学院大学子ども学部の協力をいただき、楽しくバリアフリーについて学習した。

<バリアフリー総合学習の実施例>

■ 関西大学ミュージズキャンパス初等部

- ・ 出前講座 : 平成24年 10月 12日 (金)
- ・ 体験学習 : 平成24年 10月 19日 (金)
- ・ 現地点検 : 平成24年 10月 26日 (金)



■ 芥川小学校

- ・ 出前講座 : 平成24年 11月 6日 (火)
- ・ 体験学習 : 平成24年 11月 16日 (金)
- ・ 現地点検 : 平成24年 11月 22日 (木)



出典：高槻市ホームページ（平成26年3月6日入手）一部加筆

http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/toshi/toshiduk/gyomuannai/bf/follow_up/1362978457414.html

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

5.1.2 「8-2 バリアフリーに関する情報提供（例）」の実践例

バリアフリーに関する情報提供として、山形県山形市で山形市福祉のまちづくり活動委員会に取りまとめた「山形市バリアフリーガイドマップ（2013年1月作成）」について紹介する。本ガイドマップは、山形市福祉のまちづくり活動委員会が2003年から始めている取組で、概ね3年に一度、市内の各施設（国関連・県関連・市関連、警察機関、郵便機関、裁判機関、交通・通信・電気の官公署等、総合病院・医院・その他の医療機関、銀行・信用組合の金融機関、観光施設・宿泊施設・銭湯の観光宿泊施設、デパート・飲食業・食料品店・専門店その他のサービス・その他の各分野別）に対してバリアフリー化の状況に関してアンケート調査を実施し、回答があった施設のバリアフリー化の内容をとりまとめている。当初は200施設程度であったが、最新の2013年1月版では、約260施設と、同委員会の広報活動も一助となりバリアフリー化を実践する施設も拡大してきている。

山形市福祉のまちづくり活動委員会は、山形市福祉団体連絡会事務局長を委員長とし、「筋ジストロフィー協会」関係者、「身体障害者福祉協会」「視覚障害者福祉協会」「日本オストミー協会」関係者や山形市障がい福祉課などがメンバーとなっており（ホームページ「メンバー紹介」参照）、車いす利用者や視覚障害者といった当事者も参加し、バリアフリーガイドマップの作成を進めている。

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

山形市福祉のまちづくり活動委員会

事務局
メディアかがやき TEL/023-633-3192
山形市生活福祉課障がい福祉係
TEL/023-641-1212



Top バリアフリーガイドマップについて 目的・コンセプト 活動履歴 メンバー紹介 情報提供 問い合わせ リンク

山形市バリアフリーガイドマップ



地図でさがす
地図上から目的施設をさがします

目的別でさがす
デパート、官公庁、など施設種別からさがします

五十音別でさがす
あいうえお順でさがします

バリアフリーガイドマップ
印刷用ダウンロード 1670kバイト



ガイドマップ更新履歴
最終更新:平成26年1月23日
第4回一斉調査:平成24年9月
訪問者(2007/07/10~) 0021277

お知らせ

N

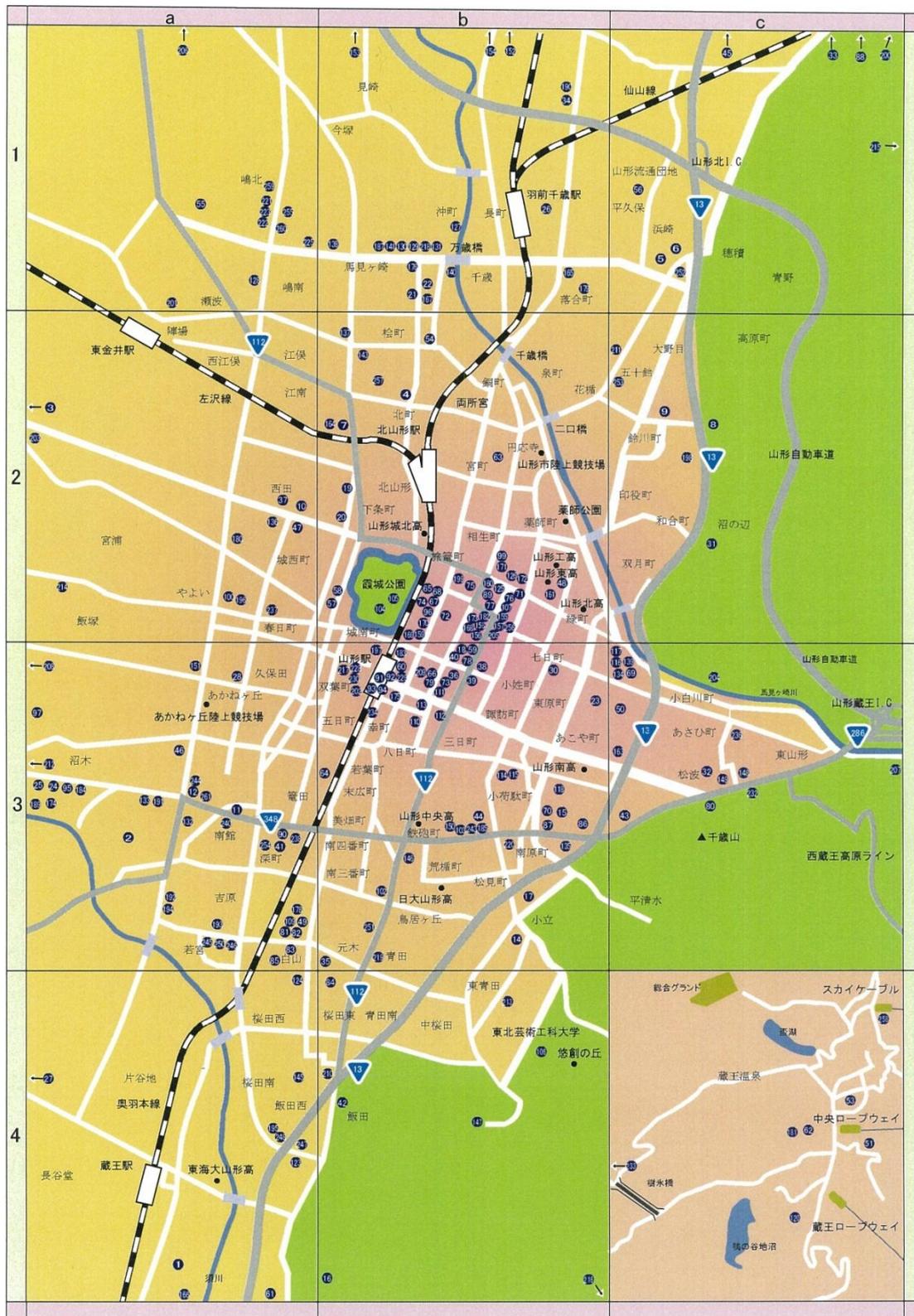
- ▶平成26年1月23(木)
山形市バリアフリーガイドマップ更新しました
- ▶平成25年12月7日(土)
第13回まちかどコンサート
霞城セントラル1Fアトリウム
10:30~15:00
- ▶平成25年11月5日(火)
山形市立第3中学校「ボランティア活動」
- ▶平成24年12月2日(日)
第12回まちかどコンサート
霞城セントラル1Fアトリウム
10:30~15:00
- ▶平成24年11月30(木)
山形市バリアフリーガイドマップ更新しました
- ▶平成24年11月14日(水)
山形市立第3中学校「ボランティア活動」
- ▶平成24年7月12日(木)
多機能トイレの利用向上!についてのパンフレット

出典：山形市福祉のまちづくり活動委員会ホームページ（平成26年3月6日入手）

<http://www.yamagatashi-fukushinomachi.org/>

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

<山形市福祉マップ>



<施設紹介例>

山形市福祉のまちづくり活動委員会

事務局
メディアかがやき山形市生活福祉課障がい福祉係

197 霞城セントラル 地図番号 b-3



アンケート調査日平成23年1月
ホームページ
<http://www.kajocentral.com>

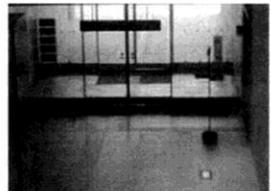
所在地
990-8580
山形市城南町1-1-1
TEL 023-646-7272
FAX 023-646-5080

バリアフリー情報
その他
西側と館内にスロープ有

 優先駐車場 10台	 一般駐車場 408台
 段差なし	 スロープ 150 cm
 点字ブロック	 インターホン 点字表示あり
 車イス用トイレ	 エレベーター 点字表示あり
 車イス利用可	



南口入口



北口入口



[HOMEに戻る](#) | [50音でさがす](#) | [目的別でさがす](#)

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

5.1.3 「9-2 観光地等における来訪者への配慮」の実践例

観光客等の来訪者にも配慮したバリアフリー化を進める必要がある。さらに、バリアフリー化の状況がどのようになっているのかの情報発信を適切に実施し、来訪者が実態を把握した上で、自らの障害等の状況を勘案し、訪問先や宿泊先などを選択できるようにしていくための情報発信が求められる。

岡山県では、県民生活部くらし安心安全課が窓口となり、県下の宿を取材し、協力が得られた114施設について、対応状況等の情報発信を行っている。こうした情報は、バリアフリー旅行の企画を行う際にも有効な情報として活用されている。

The screenshot shows the 'Okayama's Stay' website interface. At the top left is the 'UD hotels For everyone' logo. The main title is 'こちよい おかやまの宿' (Okoyoi Okayama's Stay) with the subtitle 'ユニバーサルデザインを目指して' (Aiming for Universal Design). Below the title is the text '誰もが安心してより快適に泊まれる 岡山の宿づくりへの取り組みの紹介。' (Introduction to the efforts to create comfortable stays in Okayama where everyone can stay with peace of mind). To the right are four red search buttons: '宿名などから検索' (Search by name, etc.), '地図から検索' (Search by map), 'ジャンルから検索' (Search by genre), and '対応状況から検索' (Search by accessibility status). Below the buttons is an illustration of diverse people, including a pregnant woman, a person in a wheelchair, a person with a dog, and a family. The page has sections for 'このサイトについて' (About this site), 'ユニバーサルデザイン(UD)とは' (What is Universal Design (UD)), and 'リンク' (Links). The 'このサイトについて' section states that the site is for various users and provides information on 114 facilities. The 'ユニバーサルデザイン(UD)とは' section explains that it is a design approach that considers age, gender, ability, and nationality. The 'リンク' section includes 'おかやまユニバーサルデザイン' (Okayama Universal Design) and '岡山県観光情報ネットワーク' (Okayama Prefecture Tourism Information Network).

出典：岡山県ホームページ（平成26年3月6日入手）

<http://www.pref.okayama.jp/kenmin/anzenanshin/UD/okayamanoyado/>

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

対応状況から検索

検索条件となる項目を選びチェックしてください。項目は複数チェックできます。
 チェックし終わった後検索ボタンをクリックしてください。

視覚障害者に関する事項

- 敷地内に点字ブロックあり
- 一部に点字ブロックあり
- 前面道路の歩道に点字ブロックあり
- 点字案内板あり
- 誘導鈴あり
- 音声対応エレベータあり

聴覚障害者に関する事項

- 有料ファクシミリあり
- 音声増幅装置付き公衆電話あり

車イス利用者に関する事項

- 車イス使用者用駐車場あり
- 車イス対応トイレ(男女別)
- 車イス対応トイレ(男女共用)
- 車イス対応エレベータあり
- 車イス利用可能エレベータあり
- 車イス利用不可エレベータあり
- 車イス乗降装置あり
- 移動式車イス昇降機あり
- 車イス対応公衆電話あり
- 障害者用客室あり
- 障害者用浴室あり
- 車イス貸出サービスあり

共通事項

- 段差2センチ～5センチあり
- 段差5センチ超あり
- 通路や出入口に階段あり
- 勾配1/12以下のスロープあり
- 勾配1/12超のスロープあり
- 通路幅が狭い(120センチ未満)
- 出入口幅狭い(80センチ未満)
- 自動ドアあり
- 出入口注意
- インターホンあり
- 受付・案内あり
- 案内板あり
- エスカレーター上下両方あり
- エスカレーター上方向のみあり
- エスカレーター下方向のみあり
- 洋式トイレあり(男女別)
- 洋式トイレあり(男女共用)
- 手すり付き洋式トイレあり
- 手すり付き小便器あり
- 乳幼児イス付きトイレあり
- おむつ交換所あり
- 授乳室あり
- WC制限時間制限等のあるトイレ
- 障害者割引あり
- 転落防止柵あり
- 路面注意
- 前面道路に歩道あり(2メートル以上)
- 前面道路に歩道あり(2メートル未満)
- オストメイト対応トイレあり
- 大人も利用できる介護用シートあり

検索する

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

5.1.4 「9-4 交通特性への配慮（新項目）」

都市特性のひとつとして公共交通分担率が挙げられる。地方都市など自家用車依存の高い都市においては、公共施設や商業施設への移動時に自家用車を利用するケースが多くなる。障害者の中にも、例えば室内等の移動時は車いすを利用するものの、施設間の移動は、自家用車を利用するという方も多く存在する。そのため、生活関連施設においては、玄関口の段差解消等のバリアフリー化と併せて、駐車場からの最寄りの入り口についても積極的にバリアフリー化を図っていく必要がある。

高槻市のA百貨店においては、店舗に隣接した立体駐車場から店舗入り口までの段差解消を図るとともに、店舗入り口の案内所に貸し出し用の車いすを準備するなどの対策を進めている。



写真 ベビーカー貸し出しサービスの案内

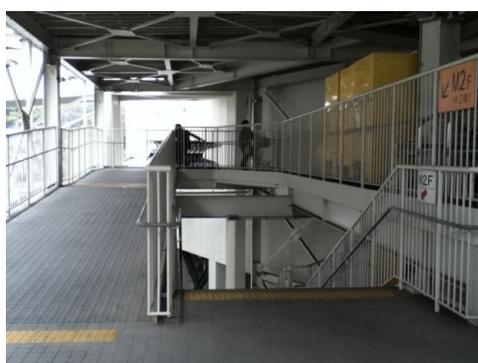


写真 立体駐車場から店舗2階入口までのスロープ



写真 2階サービスカウンター



写真 サービスカウンターで貸し出されている車いす

表 車いす貸出回数

		1階	2階	計
		総合案内所	サービスカウンター	
2011年	1月	28	23	51
	2月	15	13	28
	計	43	36	79
2012年	1月	33	16	49
	2月	17	3	20
	計	50	19	69
2013年	1月	27	27	54
	2月	12	21	33
	計	39	48	87
2014年	1月	17	31	48
	2月	20	32	52
	計	37	63	100

2010年の立体駐車場のオープン以降、車いすの貸し出し台数も増加してきている。データはA百貨店提供。

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

5.2 バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック活用方策の検討

バリアフリー基本構想作成に関するガイドブックの活用方策について検討する。さらに、バリアフリー基本構想の作成促進方策について検討する。

5.2.1 基本構想策定支援セミナーの活用

地方運輸局・地方整備局が実施している「バリアフリー基本構想策定支援セミナー」のテキストとしてガイドブックを活用するとともに、先進地区の取組内容等をガイドブックの実践例として取り込み、ガイドブックの内容自体もブラッシュアップを図っていくことが有効である。

7 バリアフリー基本構想策定支援セミナー

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、国土交通省では高齢者、障がい者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応え、すべての利用者がより円滑に利用できるよう、市町村による移動等円滑化基本構想の策定を支援しています。

これを踏まえ、東北運輸局及び東北地方整備局では、東北管内の自治体や交通事業者等を対象に、「バリアフリー基本構想策定支援セミナー」副題を【<災害>と<バリアフリー>と<地域公共交通>】とし、秋田県と合同で開催しました。

○開催日時 平成25年3月15日 13:00~16:00

○開催場所 秋田ビューホテル「光琳の間」(秋田市)

○参加者 地方自治体、交通事業者等 47名

○議題

・基調講演「災害とバリアフリー・地域公共交通について」
北星学園大学 客員教授 秋山 哲男 氏

・講演「秋田県における生活と交通について」
秋田大学 准教授 浜岡 秀勝 氏

・パネルディスカッション

コーディネーター ☆北星学園大学 客員教授 秋山 哲男 氏

パネラー ☆秋田大学 准教授 浜岡 秀勝 氏

☆横手市 総務企画部経営企画課 行革担当

主幹 村田 清和 氏

☆にかほ市 総務部総務課 総務行政改革班

主査 須田 泰史 氏

☆社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

地域福祉課長 藤原 浩司 氏



秋山教授の講演



浜岡准教授の講演



パネルディスカッションの様相

図 - 18 バリアフリー基本構想策定支援セミナーの概要

出典:国土交通省東北地方運輸局ホームページ(平成26年3月7日入手)

<http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/kk/report24/report-1-7.pdf>

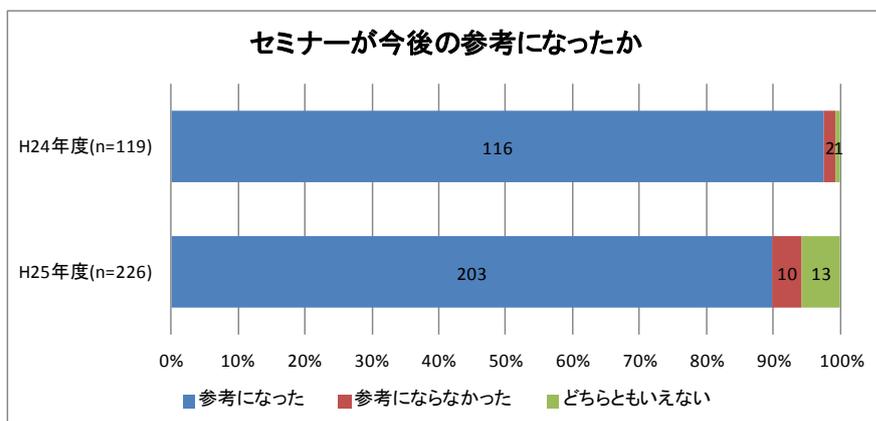
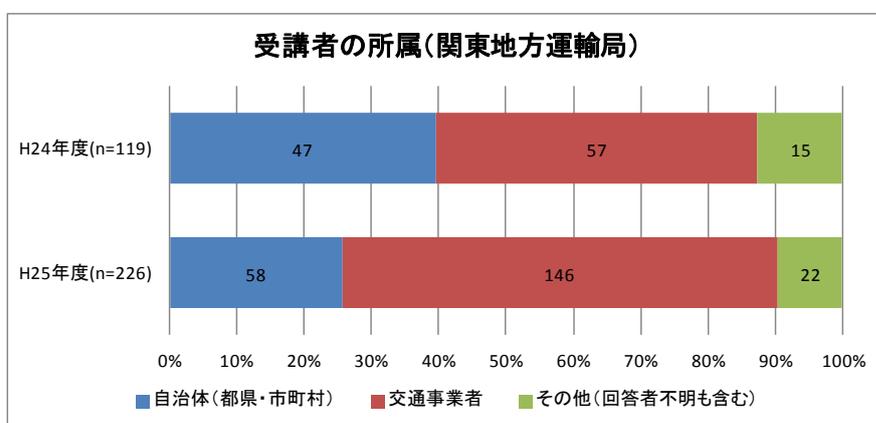
5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

国土交通省の地方整備局・運輸局が開催しているバリアフリー基本構想策定支援セミナーで、参加者（自治体担当者、交通事業者等）に対して実施しているアンケートでは、セミナーについて以下のような評価が見られる。

- ・セミナーには自治体よりも交通事業者の参加が多い。
- ・セミナー自体の全体的な評価では、90%以上が参考になったとしている。特に参考となったものは、具体的な自治体の取組事例という回答が多い。秋田市の雪国としての取組の報告について評価する意見があった。また、さいたま市のセミナーにおいては、障害を持つ当事者の話が参考になったという評価も見られる。
- ・国に対しては、制度等の概要説明よりも、補助制度・支援制度についての情報提供を求める意見がみられる。

このように、アンケート結果から、バリアフリー基本構想の作成を目指す自治体担当者や交通事業者としては、バリアフリー基本構想の作成に向けて、具体的な取組事例の情報及び国等の支援に関する情報を求めていることが明らかとなった。今後は、ガイドブックにも、こうした情報を拡充していくことが求められている。

参考資料：地方整備局・運輸局が開催しているバリアフリー基本構想策定支援セミナー
アンケート 平成 25 年 2 月 13 日（開催地：さいたま市）実施分
平成 25 年 3 月 15 日（開催地：秋田市）実施分
平成 25 年 10 月 10 日（開催地：川崎市）実施分



5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

【参考：バリアフリー化の支援制度】

国土交通省ではバリアフリー化推進に関する支援制度に関して、ホームページで情報提供している。http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000009.html

バリアフリー化推進に関する支援制度の紹介

平成25年6月
国土交通省総合政策局

I 公共交通機関

1. 地域公共交通の確保・維持・改善の推進<別紙参照>

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たった様々な障害(バリア)の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた地域の関係者の取組みを支援する。

2. 地下鉄のバリアフリー化の推進<別紙参照>

地下鉄(既設線)における駅施設のバリアフリー化に対し補助する。

3. 旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化の推進<別紙参照>

旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化を促進する。

4. 空港のバリアフリー化の推進<別紙参照>

航空旅客ターミナルから駐車場等に至る経路のバリアフリー化(歩道ルーフ等の整備)を実施又はそれらに対し補助する。

II 社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金

<別紙参照(一部)>

地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業の他、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援する。

【道路事業等、河川事業、海岸事業、都市再生整備計画事業等、都市公園等事業等、
地域住宅計画に基づく事業、住環境整備事業】

III 公共施設・住宅建築物等

1. 都市交通の円滑化の推進<別紙参照>

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、都市交通の円滑化を図ると共に、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生を推進する。

2. 歩行空間のバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や既設歩道の段差・勾配の改善、立体横断施設へのエレベーター設置等を推進する。特に、これらの道路のうち、多数の高齢者、障害者等が徒歩で移動する道路の区間として指定した特定道路について、重点的なバリアフリー化を推進する。

3. 交通結節点の整備の推進

交通機関間の円滑な乗り換え、バリアフリー化への対応等の為、駅前広場、自由通路などを整備し道路と鉄道等の交通施設との結節性の向上を図る。

4. 公共交通の整備の推進

道路交通の円滑化を図るため、バスの走行空間の整備等を行い、高齢者等、自動車を運転できない交通弱者の移動手段として有効な都市内の公共交通機関の利用促進を図る。

5. 河川空間のバリアフリー化の推進

治水及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じたまちづくりと一体となった水辺整備の支援等を行う。

6. 公的賃貸住宅等におけるバリアフリー化の推進<別紙参照>

新規に整備する公営住宅について、住戸内の段差の解消や手すりの設置等、高齢者等に対応した仕様とするほか、既存の公的賃貸住宅等についてバリアフリー化に資する改善事業を実施する。

高齢者住まい法の改正(平成23年4月28日公布、10月20日施行)により創設された「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接支援を行う。

民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットを構築するため、地方公共団体との連携を図りつつ、増加傾向にある民間賃貸住宅の空家を対象としたバリアフリーリフォーム等を行い、子育て世帯・障害者世帯等の住宅確保要配慮者向けに適切な契約・管理の下で賃貸する事業について支援する。

7. 住宅・建築物ストックのバリアフリー改修等の推進<別紙参照>

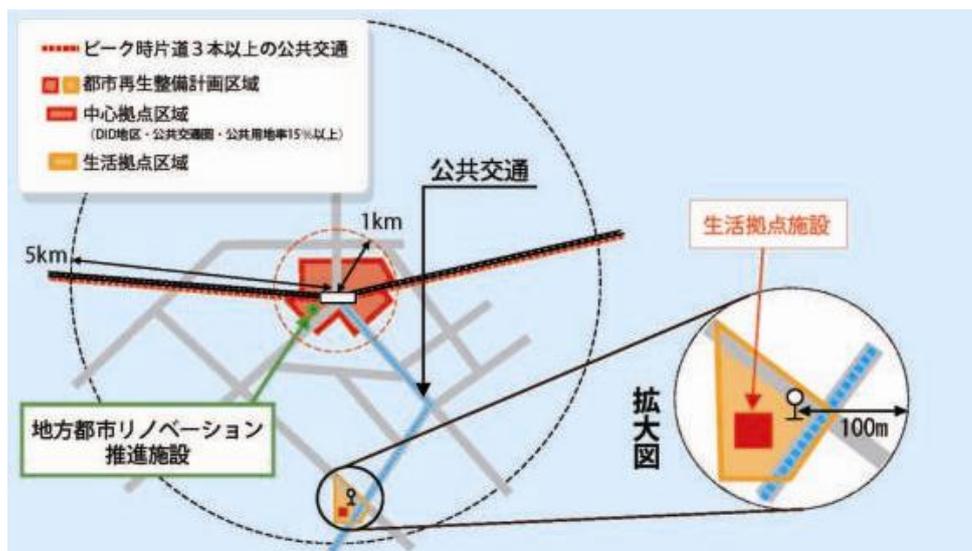
住宅・建築物ストックの総合的な質の向上を図るため、省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修、耐震改修について、国が直接支援を行う。

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

5.2.2 まちづくり関連事業での活用

まちづくり関連事業において、バリアフリー基本構想の重点整備地区の設定と地区が重なっている場合や整備対象となる経路（道路）や施設（対象建築物）が同様の場合などは、事業の実施と連携しバリアフリー基本構想を策定することが望ましい。

基本構想が策定されない場合でも本ガイドブックに記載の考え方などを参考とすることで、障害者等当事者のニーズにあった施設や経路等の地区としてのバリアフリー化を合わせて実施していくことが有効である。



資料:国土交通省

※本事業では、地方都市リノベーション推進施設として、医療施設・社会福祉施設・子育て支援施設・教育文化施設・商業施設の整備が可能である。

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

5.2.3 バリアフリー基本構想の作成促進方策の検討

(1) 担当部局と関連部局の連携等

バリアフリー整備の考え方、整備の進め方等を十分に理解した上で、バリアフリー基本構想の策定に取り組むことが求められるため、関係者（市民、行政、事業者等）がバリアフリーに係る共通認識を持てるような教育・研修などの充実が必要だと考えられる。

また実際にバリアフリー基本構想に取り組む際には、どの部局が担当するのか、取り組むための職員は確保できるのか、予算は確保できるのかという課題をクリアしなければならない。総合調整を行っている企画の部局が担当する場合の他、道路事業を実施している部局が担当する場合、まちづくり事業を実施している部局が担当する場合などがある。それぞれの部署によって、庁内の調整方法や事業の実施に向けた取組、基本構想策定のための予算の確保の方法が異なると推測される。

バリアフリー基本構想の策定は、道路、公園、建築物など分野が多岐にわたる上、障害者等のニーズ把握、民間事業者への働きかけなどを通じ、地区として連続的、一体的な整備に取り組んでいく必要がある。単独の部局では実施が難しいことが想定されるため、庁内での連絡調整会議などを通じて情報共有を図り、十分に連携を図りながら進めることが求められる。

(2) バリアフリー整備の途中段階に対する評価の考え方

将来的には、利用者の動線に対応し、移動等円滑化基準に適合した整備を目指す、当面は対応可能なところに着手し、部分的なバリアフリー整備を進めていくことで、利用者が移動等できる環境のレベルを向上させていくことが求められる。

例えば、高槻市では「人にやさしい経路」として位置づけ、歩道の設置が困難な道路において歩行者の安全に配慮した道路改良を行うといった対応をしているように、当面の対応として道路の交差部に視覚障害者誘導用ブロックの点状ブロックを敷設することや、歩行者の通行に配慮したカラー舗装を行うなど、できる所から対応をしていくことも必要である。現時点では、このようなバリアフリー整備の途中段階を評価する手法を用いた評価を行っていない。バリアフリー整備を進めるためには、バリアフリー化が進捗している様子や途中段階の達成度を把握する評価手法が求められる。

また、特定建築物の評価についても、移動等円滑化基準に全て適合しているというものだけでなく、移動等円滑化基準の適合義務対象より小規模の施設やそうした施設の集合体（商店街など）の場合、出入り口等の一部のバリアフリー化についても評価することが、施設所有者のバリアフリー化へのインセンティブにつながるものと考えられる。評価制度の事例としては、米国のリード（LEED:Leadership in Energy and Environmental Design）³が参考となる。

本評価制度は、民間非営利団体の米国グリーンビルディング協議会が1998年から実施している持続可能性に配慮したビルの評価システムで、立地・エネルギー・内部環境など6分野で総合的に評価し、「認証」「銀」「金」「プラチナ」の4段階の評価を与えている。

³ 全国地球温暖化防止活動支援センターHP 海外の取組事例
http://jccca.org/trend_world/activity_case/img/case02_02.pdf

【参考：LEED】（Leadership in Energy and Environmental Design）：

直訳すると「エネルギーと環境に優しいデザインのリーダーシップ」

■ ポーランド市の政策

1) 市の建物へのグリーンビルディング基準の導入

2001年にポートランド市は、全ての市所有建築物の建設や改修にグリーンビルディング基準「LEED2」を導入することを決定した。

ポートランド市持続可能な発展事務所が入っている建物は、1895年に倉庫兼商業ビルとして建てられたものである。この建物を改築し、屋上緑化・廃材利用・雨水利用などのグリーン化を施した。改築された建物は、LEEDのゴールドメダルを受けた。

2) ポートランドLEEDの作成

2002年、ポートランド市はグリーンビルディング建設を更に促進するため、地域特性を考慮し、雨水管理やエネルギーの効率的利用、土地利用や公共交通優先等に、より高い目標を織り込んだ「ポートランドLEED」を作成した。

3) 民間ビルのグリーン化促進策

2002年にポートランド開発委員会（PDC：Portland Development Commission）は、民間企業のビル建設計画に助言を与え、「ポートランドLEED」の一定基準に達すると認めた建設計画には、財政支援をすることを決めた。

3) -1 補助金制度

ポートランド市は、グリーンビルディングを支援するためにグリーン投資基金（Green Investment Fund）を設立した。基金額は800,000ドル。

2000～2002年にかけて、69の住宅や商業施設、新たな技術プロジェクトに対して資金を提供した。

3) -2 税控除

オレゴン州政府と共同で、建物の規模とLEEDに基づく評価に応じて所得税を控除する「企業エネルギー税控除（Business Energy Tax Credit）制度」を整備した。

計画段階から市の担当セクションと相談し、グリーンビルディングの基準に沿うような計画に練り直してゆくことで、補助金や税控除等を利用できる。市にとっても、多くのビルをグリーン化するための効果的方策である。現在は、民間ビル開発や福祉住宅建設事業、インフラ建設事業も、同様のグリーン化への経済的インセンティブを与えている。

出典：全国地球温暖化防止活動支援センターHP 海外の取組事例

http://jccca.org/trend_world/activity_case/img/case02_02.pdf

5. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

(3) 地域特性を反映した計画策定の促進

バリアフリー基本構想の策定は、小規模な市町村などでは予算や人材の確保が難しく、策定が進みにくいとの指摘がある。またバリアフリー基本構想は公共交通の整備状況や自家用車の依存度、積雪寒冷都市、観光都市等の特性を十分に反映し、検討すべきである。

今後は、これら地方都市等の地域特性を反映した計画策定を促進するため、地域特性に応じたバリアフリー基本構想の計画内容、検討体制等について検討し、各市町村で工夫して取り組んでいる先行事例などをとりまとめ、全国に発信するなどが有効と考えられる。

(4) 基本構想の作成支援（情報収集等）

自治体では技術系職員の人材が十分ではないため、基本構想作成の当初に、具体的にどのような作業・検討が必要になるのかなど、適切な情報提供が行われることで、取組の効果の想定や予算の円滑な確保へつなげていくことが求められる。

例えば、具体的取組が記載された事例集、活用できる制度の情報、専門技術者のアドバイスを受けられるような制度などである。

参考となる取組としては、国土交通省が実施している「バリアフリーリーダー」や「出前講座」の制度がある。出前講座には、「生活環境のバリアフリー・ユニバーサルデザイン」や「公共交通機関のバリアフリー化について」といったメニューもあり、基本構想作成に取り組む際に、行政や障害者などの当事者が、情報収集していく上で有用である。

また、地域づくり等のアドバイザーを派遣する制度を有している都道府県もあり（例：静岡県地域づくりアドバイザー派遣事業⁴では地域づくり、健康・福祉などの分野ごとに専門家が登録されており、市町村からの要請により、人材派遣費用の一部を県が負担している）、こうした制度の活用も考えられる。

これらの活用可能な既存の支援制度については、担当者まで情報が届くような情報の提供方法の見直しやバリアフリー整備にどのように活用するのか等の具体的な制度活用方法を提供するなど、既存制度の活用方法を工夫していく必要がある。

⁴出典：<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-210/03shien/kohyo/01soumu/007.html>

【北海道運輸局の「北海道におけるバリアフリー施策の増進に関する地域連絡会議の開催」

バリアフリー施策の増進と公共交通利用者利便の向上に向け、関係者及び関係機関との連携強化のため、地域連絡会議を開催している。第5回目（平成24年3月5日）の会議では、新たなバリアフリーリーダーの選任、北海道運輸局バリアフリー優良事業者表彰の候補者の承認、各種バリアフリー施策の取組状況の説明、行政相談事例の対応状況、交通事業者からのバリアフリー化の整備状況等について報告がされた。

日時：平成24年3月5日（月） 13：30～15：30
場所：北海道運輸局会議室（8階海技試験場）
議題：(1)バリアフリーリーダーの選任について
(2)北海道運輸局バリアフリー表彰について
(3)北海道運輸局におけるバリアフリー施策の取組状況について
(4)第4回会議のフォローアップについて
(5)身体障がい者等にかかわるバス・タクシー関係行政相談対応事例について
(6)交通事業者におけるバリアフリーに関する取組について
(7)北海道庁における取組について
(8)意見交換

会議構成メンバー（順不同、敬称略）（バリアフリーリーダー）

浅野目 祥子：札幌（NPO法人手と手 常務理事）
鈴木 克典：札幌（北星学園大学経済学部経営情報学科 教授）
佐藤 尚子：函館（函館すぷれっと 代表）
島 信一郎：函館（(社)函館視覚障害者福祉協議会 理事長）
下間 啓子：旭川（NPO法人旅とびあ北海道 代表理事）
五十嵐 真幸：旭川（カムイ大雪バリアフリーツアーセンター センター長）
政田 一美：室蘭（(社)室蘭身体障害者福祉協議会 会長）
赤間 諭：釧路（釧路市社会福祉協議会 主事）
内藤 憲孝：帯広（福祉住環境コーディネーター（有）イフ代表）
茗作 博子：北見（北見市社会福祉協議会 登録ボランティア）

※バリアフリーリーダーとは、バリアフリーやユニバーサルデザインに関わる有識者、専門家、熱心な活動者などで、国土交通省のバリアフリー施策の推進支援のため選任された方

出典：<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/barifuri/renrakukaigi/5kaigi.pdf>